

第7次エネルギー基本計画案へ意見

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4

一般財団法人 日本熊森協会

会長 室谷 悠子

contact@kumamori.org

再エネ開発により、これ以上、水源の森を破壊しないでください

国土の3分の2を占める森林は、水源涵養、災害防止、生物多様性保全、気候変動の緩和などなくてはならない役割をしており、島国で、急峻な地形と雨が多い気候にある日本において、豊かな社会を支える基盤として不可欠なものです。

2020年10月カーボンニュートラル宣言以来、尾根筋近くの保安林での大規模な風力発電建設が相次ぎ、全国で問題になっています。

森林を破壊する風力発電は、温暖化対策として本末転倒であるだけでなく、水源を破壊し、森林を著しく劣化させ、下流に災害を多発させる結果となり、絶対にすべきではありません。

第7次エネルギー基本計画案では、陸上風力発電の推進のために「保安林解除手続の迅速化を実施する」と記載がありますが、水源涵養や災害防止のために指定されている保安林を再エネ開発のために解除をすべきではなく、規制緩和は論外です。

たとえ、再エネ推進が必要であったとしても、森林をはじめ貴重な自然を破壊する再エネは進めない、住民の生活を破壊する再エネは進めないという方針を明確にし、安易な規制緩和に走らず、乱開発ができないような規制を進めてください。

【具体的な記載に対する意見】

1 計画案 25 頁 9 行目以下

水源保全、生物多様性保全、災害防止、国土保全、地球温暖化防止の観点から、(ア) 基本的な考え方の部分に「森林破壊を伴う再生可能エネルギー開発は進めない」という文言を記載し、森林を破壊してまで再エネ開発を行わない方針を明確にすべき。

2 31 頁 15 行目

保安林での再エネ開発は禁止を。規制緩和は絶対すべきでないので、陸上風力発電についての記載のうち、「保安林の解除に係る事務を迅速に実施する」の部分は必ず削除する。

3 31 頁 13 行目から 15 行目

今でも情報公開や住民参加の手続が不十分で、事業者が適切な調査をできていない事例も散見される環境影響評価手続を緩和すべきでないので、陸上風力発電についての記載のうち「環境アセスメントについて、事業特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方を検討する」を削除する。

以上